

「自転車保険が義務化されました」

四季のある日本での生活の中で、春を肌で感じるができる自転車は魅力の一つでもあります。新型コロナウイルスの感染予防のために自転車を利用する人も増えたでしょう。



自転車は手軽で便利な乗り物ですが、道路交通法では「軽車両」であり、車の仲間です。宮崎では令和2年中、年間608件の自転車事故が発生したことが県で報告されています。宮崎県民が安全で安心して暮らせるように、宮崎県では2021年4月1日から自転車条例が制定され、自転車の利用者などに自転車保険の加入が義務づけられました。

【自転車保険とは】

自転車保険（自転車損害賠償保険等）は、自転車を利用している時の事故により生じた他人の生命又は身体の被害を賠償するための保険又は共済のことです。

【自転車保険の種類】

・TSマーク付帯保険

TSマークとは、Traffic (交通) Safety (安全) の略で、自転車安全整備店で自転車安全整備士が自転車の点検整備を行い、安全である証拠として貼るシールです。このTSマークに、傷害保険と賠償責任保険が付いています。自転車にTSマークというシールが貼られているかどうかを確認してください。「TSマーク」には有効期限があります。有効期限は、TSマークに記載されている日から1年間です。



・自動車保険、火災保険、傷害保険の特約

自動車保険、火災保険、傷害保険に入っている人は、自転車損害賠償保険に相当する補償が基本補償または特約として付いている場合があります。それぞれの保険会社によって特約の名称は異なります。

・共済、各種団体保険（職場で加入する保険や学校のPTA保険等）に自転車損害賠償保険に相当する補償が基本補償または特約として付いている場合があります。

・クレジットカードの付帯保険

保険に加入しているか確認してみましょう!



このコーナーへのご質問、ご意見、ご要望がありましたら宮崎県国際交流協会（MIF）まで連絡ください。

TEL : 0985-32-8457 FAX : 0985-32-8512 Email miyainfo@mif.or.jp

毎日の生活に関して、ご質問、ご心配事などありましたら「みやざき外国人サポートセンター」にご連絡下さい。

TEL : 0985-41-5901 FAX : 0985-41-5902 Email support@mif.or.jp